

公共工事の品質確保の促進に関する法律案に対する修正案

公共工事の品質確保の促進に関する法律案の一部を次のように修正する。

第三条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 公共工事の品質確保に当たっては、多くの公共工事が数次の請負契約によって行われている実情にかんがみ、数次の請負契約のうち最も後次の請負契約によって行われる工事が適正に実施されるよう、その請負契約に係る工事に関し適正な対価が支払われるとともに、その工事に従事する労働者の賃金、労働時間その他の労働条件が適正に確保されなければならない。

第十四条を削り、第十五条を第十四条とする。